

鳥取県告示第375号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の13第1項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止を許可したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地
建築検査機構株式会社
大阪府大阪市中央区北浜三丁目1-22
- 2 廃止する構造計算適合性判定の業務の範囲
全部
- 3 廃止年月日
平成24年6月6日